

## 上智大学ソフィア会地域・各種ソフィア会の 登録に関する細則

### 第1条（目的）

この細則（以下「本細則」という。）は、上智大学ソフィア会会則（以下「会則」という。）第8章に定める地域・各種ソフィア会を上智大学ソフィア会（以下「本会」という。）に登録申請する際の要件及び手続並びに会則第24条に基づく本会との協力関係等を定めるものである。

### 第2条（定義）

- 1 「地域ソフィア会」とは、本会の会員が居住する地域を単位として任意に設立された本会の会員を構成会員とする団体をいう。
- 2 「各種ソフィア会」とは、本会の会員の出身学部・学科、所属したゼミ、体育会、同好会、愛好会等または職種等のグループを単位として任意に設立された本会の会員を構成会員とする団体をいう。

### 第3条（登録要件）

会員が地域・各種ソフィア会を設立し、これを本会に登録するには、以下の全ての要件を満たすことを必要とする。

- ① 構成会員が会則第3章に定める本会の会員であること
- ② 会則及び構成会員の名簿を有し、役員等の責任者が明確であること
- ③ 構成会員が20名以上であること
- ④ 設立後3年以上継続して活動していること
- ⑤ 既に本会に登録されている登録団体の支部または分科会と認められるものではないこと
- ⑥ 既に本会に登録されている地域ソフィア会と活動地域が重複する地域ソフィア会ではないこと
- ⑦ 会則第3条の（目的）を共有し、その活動内容が本会の登録団体として相応しいものであること
- ⑧ 目的及び活動に営利性・政治性を含まないこと

### 第4条（地域・各種ソフィア会の登録手続）

- 1 地域ソフィア会または各種ソフィア会（以下併せて「地域・各種ソフィア会」という。）が本会に登録するには、「地域・各種ソフィア会登録申請書」に必要事項を記入し、第2条に定める登録要件を満たしていることを示す資料を添付して本会事務局へ提出する。
- 2 組織委員会は、前項により受理した「地域・各種ソフィア会登録申請書」及び添付資料を審査する。
- 3 前項の審査により、地域・各種ソフィア会が第2条に定める登録要件を満たしていると認められるときは、組織委員会は、その地域・各種ソフィア会の登録を常任委員会に推薦する。
- 4 常任委員会は、前項の推薦に基づきその地域・各種ソフィア会の登録が適当であると認めるときは、全国代議員会に対し、その地域・各種ソフィア会の登録の承認を求める。

全国代議員会の承認をもって、その地域・各種ソフィア会は、本会に登録される。

#### 第5条（本会の登録団体に対する協力）

本会は、本会に登録された地域・各種ソフィア会（以下「登録団体」という。）に対し、以下の協力をする。

- 1 ① 本会が定める「個人情報保護に関する取り決め」に基づく同意書の提出を条件とする、本会が把握するその登録団体に所属する会員の情報の提供  
会員情報は、原則として印刷物にて提供されるが、特に電子データを希望する場合は所定の申請書を提出し、申込用紙にて必要な情報の項目を選択できる。情報の内容は、氏名、旧姓、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、出身学部・学科、卒年、ソフィア会の会員番号およびメールアドレスである。なお、会員情報の抽出は、国内個人の場合は郵便番号単位、海外個人の場合は原則として国別を単位とし、学部・学科の卒業生を構成会員とする登録団体の場合には学部・学科、卒年単位とする。
- ② 登録団体に所属する会員の印刷済み住所ラベルの無償提供
- ③ ソフィアンズナウ、メールニュース、Facebook 及びソフィア会ウェブサイトによる登録団体の活動の広報
- ④ 大学施設の使用に関する使用料の割引等の優待
- 2 本会は、登録団体が総会や親睦会を開催する際、本会に対して要望があれば、可能な限り本会関係者が出席して本会や大学の現況等を報告し、登録団体との交流を深める。
- 3 本会は、大学関係者または本会関係者が登録団体の活動地域を訪問する際には、可能な限り事前にその登録団体に知らせる。
- 4 登録団体は、本会の最高議決機関である全国代議員会の代議員1名を選出することができる。
- 5 本会は、本条第1項から第4項に定めるもののほか、登録団体の要請により、登録団体の運営全般について可能な限り協力する。

#### 第6条（登録団体の本会に対する協力）

登録団体は、年間活動スケジュールの報告、総会や懇親会等開催の結果報告を行うなど本会の運営に可能な限り協力する。特に、役員および代議員について人事の異動があった場合には速やかに本会に報告する。

#### 第7条（登録団体の解散届出および休会）

- 1 本会は、登録団体が解散の届出をしたときは、その団体の登録を取り消す。
- 2 本会が登録団体と3年以上連絡できないときは、その登録団体を休会扱いとし、第5条に定める本会の登録団体に対する協力を停止する。
- 3 前項の場合において、本会が登録団体に連絡できない状態が継続するときは、本会はその団体の登録を取り消すことができる。
- 4 本条第2項により休会扱いとされた登録団体が本会に連絡することにより登録団体として活動することを希望する場合においては、組織委員会は、その登録団体が第3条に定める登録要件を満たしているか確認する。本会は、その登録団体が第3条に定める要件を満たしていることが確認できたときに限り、第5条によりその登録団体に対して協力する。

## 第 8 条（登録団体の取消）

本会は、登録団体が第 3 条に定める登録要件に該当しないこととなった場合、「個人情報保護に関する取り決め」の遵守に重大な違反があった場合または本会の名誉を傷つけたり、秩序を乱した場合には、全国代議員会の議決によりその団体の登録を取り消すことができる。

### 改定履歴

2008 年 10 月 16 日 施行

2012 年 11 月 15 日 改定

2013 年 10 月 10 日 改定

2017 年 03 月 16 日 改定